

永平寺町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月29日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第30号

永平寺町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(平成18年永平寺町規則第59号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「被保険者証(又は組合員証)」を「公的医療保険の被保険者又は被扶養者であることを確認できるもの」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に交付された受給者証の有効期間までは、この規則の施行後も、なおその効力を有する。